

# 弘前藩の「実高」についての基礎的考察

舘山 誠

## はじめに

本稿は、弘前藩の「実高」をめぐる諸説を紹介し、それぞれの由来と根拠を検討することによって、実際の農業生産力たる「実高」を数値として明示することを目的とする。これは、後日、徴租法とその適用の分析によって、弘前藩の「収奪」と領民の「作徳」<sup>①</sup>の実態を明らかにし、そのプロセスにおいて弘前藩農政の特質の一端と、弘前藩領民の政治・経済・社会的側面からみた生活の諸相を明らかにするためには、不可欠の基礎的作業となる。

一般に、各藩の実際の生産高<sup>②</sup>「実高」<sup>③</sup>「内高」<sup>④</sup>「検地総高」は、幕府朱印高<sup>⑤</sup>「表高」を上回ることが多い。例えば、仙台藩は表高六二万石、「内高」は支藩の一関藩を含めて約一〇〇万石に上ると言われてきた。弘前藩はその顕著な例であり、藩政期を通して、「表高」四万五〇〇〇石から一〇万石へと変化する一方、「内高」は貞享検地では二六万石余、一八世紀中頃には三〇万石を超えたとみられてきたのである。しかし、弘前藩の場合、咄はそれで終わらない。

弘前藩の「実高」に関しては、藩政期ばかりか、昭和の後半に至るま

で（もしかすると現在も）不可思議な議論が存在する。それは、実際の生産力（以下、「実高」と称す）は旧南部藩に比して高いばかりでなく、旧弘前藩の検地において公定された領内の総高（以下、「検地総高」と称す）をはるかに上回り、その結果、田畑租税率たる「免」<sup>⑥</sup>は高く設定されていようと、その「実高」に対する実質租税率は、二五％〜三〇％と低く、百姓作徳は、「検地総高」から見ればその三五％程であるが、「実高」から見た場合、その七〇％前後に上るといのである。弘前藩領民は、そのような藩の寛典に預かり、「頻発する凶作飢饉」や「重い課役」が「拡大再生産の支障となる」ものの、「南部藩等に比べれば津軽の百姓の生活は比較にならないほど裕福であった」<sup>⑦</sup>とする盛田稔氏に代表されるような見解が存在する。実は、このような伝説的農民寛典論（傍点筆者、以下同じ）は、貞享新検以来唱えられてきたものである。もちろん、一方では、「百姓は財の余らぬ様に不足なき様に治る事道なり」<sup>⑧</sup>、あるいは「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るもの」<sup>⑨</sup>などのフレーズに代表されるように、幕藩権力の苛斂誅求論もまた根強く存在するのである。

筆者は、貞享新検以来の農民寛典論的な言説を、年代を遡行しながら

批判的に検討し、その諸言説を言わしめた個人的意図あるいはその時代的・思想的背景に触れながら、弘前藩の「実高」は、「検地総高」をはるかに上回っていたのか、その真偽を明らかにする。

ところで、弘前藩農政については、滝本壽史氏や浅倉有子氏の研究、浪川健治氏の長年にわたる先行研究が存在する。特に浪川氏の研究は、弘前藩前期から中期にわたる藩農政の支配の構造やその変遷を、幕府権力支配の動向と対照させながら、権力批判的手法をもって分析し、『青森県史』や『五所川原市史』などの近世編の記述や史資料の掘り起こしに結実させた。盛田氏とともに、浪川氏において、初めて弘前藩農政が本格的に研究の俎上に上ったと言つてよい。<sup>9)</sup>

しかし、管見の限り、弘前藩の生産高の基礎的な調査・研究が中心テーマとして設定され、そこに実証的分析の光が当てられてはこなかった、あるいは盛田氏のものを除けば、浪川氏に限らず、他の研究者においても十分なされてこなかった。弘前藩政と領民の生活諸相を正確な射程を設えて、多角的で総合的な分析を行うためにも、この基礎的考察は不可欠である。

### 一、「表高」と「内高」・「郷村総高」・「検地総高」・「実高」と「有高」

行論上、表記の概念について、おおまかに規定をしておきたい。

①弘前藩の「表高」、すなわち幕府公認高は、初期の四万五〇〇〇石として四万七〇〇〇石（黒石内分領も含む）、文化二年（一八〇五）に七万石、文化五年（一八〇八）に一〇万石となった。この「表高」は、各

藩の経済的規模や実力も示しはするが、むしろ大名としての格式や軍役・公役を課す場合の算定基準高としての意義が大きい。江戸城における大名の殿席は、この「表高」の大小が決定要因のひとつとなっている。

②本稿では、「実高」は、まず、「表高」に対する「内高」の意味として使用していること、また、主に農地の農業生産力としてカテゴライズした概念であると規定しておきたい。したがって、山方の木材や鉱山の運上、商工業の専売制による諸収入・役銀・地子銀等は、一応除外してある。したがって、弘前藩の財政全般の分析にあたっては、「実高」は勿論、他の商工業などを含めた包括的な視野が要請される。たとえば対馬宗氏は「表高」では二万石だが、対朝鮮貿易による収入などにより「実高」は一〇万石を上回るとされるし、金沢藩では「表高」一〇二万二七〇〇石だが、「内高」は「運上課役掛物」を含めて一六〇万石余ともされている。したがって、「内高」・「実高」については、算出基準においてかなりの甲乙があるのが一般的状況である（『国史大辞典』内高・表高の項）。尚、「表高」と「内高」については、延岡藩・飢肥藩・佐土原藩の事例が『宮崎県史』に掲載、解説されている。<sup>10)</sup>

③將軍代替りの領知朱印（判物）改めなどの際、幕府から求められる郷村帳は、大名領国の実際の生産高を表すものとして、「総高」や「内高」などと呼ばれるが、本稿の「実高」も同意味のものとして論をすすめる。

表高≠内高≠郷村総高≠検地総高≠実高

この等・不等式が成り立つ。

④弘前藩郷村帳の「総高」は、表1の通である。<sup>11)</sup>  
⑤弘前藩貞享検地の「検地総高」は二六万一千五百六十四合であ

表1 弘前藩「郷帳総高」等の推移

項目	〔総高〕等(石)
正保2年(1645)郷帳	102,468.800
寛文4年(1664)郷帳	154,849.800
貞享元年(1684)郷帳	241,827.160
貞享3年(1686)「御郡中御検地高目録」	261,831.564
元禄14年(1701)郷帳	103,095.150
宝永8年(1711)・享保2年(1717)・延享2年(1745)・ 宝暦10年(1760)・天明7年(1787)郷帳	241,981.980
文化12年(1815)「当亥年御収納一紙目録」	309,888.277
天保5年(1834)・天保9年(1838)郷帳	317,262.230
文久3年(1863)「御郡中面改惣調之覚」	329,412.249
明治2年(1869)版籍奉還時の「実石高」	340,837.874

(1) 上記の表は、浅倉有子「津軽藩の郷帳について：宝永八年朱印状改時の郷帳を中心として」(『弘前大学國史研究』73/74号)・「御郡中御検地高目録」(『青森県史 資料編 近世2』)・「当亥年御収納一紙目録」(国文学研究資料館収蔵歴史アーカイブズデータベース)・「御郡中面改惣調之覚」(『盛家旧蔵文書16B-M10-090』「青森県史資料所在目録第7集」)・『青森県租税誌前編 上』(18~20頁)をもとに作成した。(2) 上記の「郷帳」には、黒石内分領も含まれるが、上野国勢多郡・陸奥国伊達郡の高は除いてある。(3) 上記の「御郡中御検地高目録」は、貞享検地の目録であり、黒石領分は対象外である。(4) 明治2年の数値は、明治政府が、元弘前県・元黒石県から「引受」けた津軽郡の「実石高」である。

盛田稔氏の説を簡条書きにして紹介する。ただし、弘前藩の生産力が、南部藩のそれより上回っているという氏の論点については、ここでは省いた。また、論点を分かりやすくするため、表現上の陰影・強弱・枝葉

## 二、盛田稔説

⑦ 弘前藩の貞享検地後の徴租法は、表2の通である。

検地総高↑引高(荒地諸品落悪地年季休)・当検見引)＝有高

⑥ 尚、「内高」・「郷帳総高」・「検地総高」や「実高」とは言っても、石盛に反別を乗じた計算上の公定最大値すなわち総分米高なのであって、荒や不作の検見引が施されて、当年切りの「有高」が求められ、これが課税対象となる。

表2 貞享田畑貢納法

〔田地石盛〕	村位	田位					年貢率
		上々田	上田	中田	下田	下々田	
石盛(1反当)	上	1石4斗	1石3斗	1石1斗	9斗	7斗	×0.6
稈数(1歩当)	村	9合3勺3才	8合6勺6才	7合3勺3才	6合	4合6勺6才	
石盛(1反当)	中	1石3斗	1石2斗	1石	8斗	6斗	×0.6
稈数(1歩当)	村	8合6勺6才	8合	6合6勺6才	5合3勺3才	4合	
石盛(1反当)	下	なし	1石1斗	9斗	7斗	5斗	×0.6
稈数(1歩当)	村	なし	7合3勺3才	6合	4合6勺6才	3合3勺3才	
〔畑地石盛〕		畑位					×0.5
石盛(1反当)		屋敷地	上畑	中畑	下畑	下々畑	
		劣等田畑					各種
		斗代田畑	銀納田畑	見取田畑	稗田・四ヶ一		
〔五口小役米〕							
野手米		高10石に付4升					
山手米		高10石に付5升					
夫米		高10石に付5升					
津出米		成米10石に付1斗6升(高換算：田地9升6合・畑地8升)					
口米		成米10石に付3斗(高換算：田地1斗8升・畑地1斗5升)					
五口小役米計	田地	高10石に付4斗1升6合					×0.0416
	畑地	高10石に付3斗7升					×0.037
収納米	田地	高1石二付6斗4升1合6勺					×0.6416
	畑地	高1石二付5斗3升7合					×0.537
〔その他〕							
高懸銀		高10石に付銀7匁					
卯時銭		全額において1年に38貫目					
太々神楽料		7895.2匁のうち40%					
山作人足							
臨時「増米」							

※(13)『飯詰村史』(福士貞藏編輯 1951)等により作成。

は省略させていただいた。

① 幕府へ提出する郷村帳の「内高」(表1)は、「実際の農業生産力を示すもの」すなわち「実高」ではない。また、貞享「検地総高」二六万八三一石五斗六升四合(表1)も弘前藩の「実高」を示すものではない。

② 弘前藩の「実高」は、豊年、すなわち「上作」時にはおよそ六三万二〇〇〇石に達した。これは、文化年間、勘定奉行を務め、「御国内出石大略考量」<sup>14)</sup>において自説を展開した竹内清承の説であり、盛田氏も概ね賛成する。

③ その上で、盛田氏は、竹内の説を裏づける典拠を持ち出す。それは『青森県租税誌前編上』(以下、『租税誌』と略称する)である。その中

表3 津輕藩の推定実収高表(中村・中田)

	上作	中作	下作
反当実収(石)	2.4	1.6	1
分米(石)	1	1	1
租率	0.6416	0.6416	0.6416
百姓作徳(石)	1.7584	0.9584	0.3584
年貢:作徳比率	26.9:73.2	40.1:59.9	64.1:35.9
	1:2.7	1:1.5	1:0.6

『農民の生活史』(盛田稔)12頁の表をもとに作成。

の「津輕収納法」では、「津輕地方は：肥美の良田多く」、貞享検地は「全く(農民に…筆者)寛典を与ふるの算法なり」とされ、また「三作平均」では、「下作」(不作のこと)の場合が年貢徴収基準すなわち石盛・分米設定基準とされていることを引用し、弘前藩の「実高」は、「郷村高」や「検地総高」の少なくとも一・六六倍以上、時としては二倍以上に達することもあったとする。

④理解を容易にするために、盛田氏が「三作平均」の考え方をもとに作成した「推定実収高表」(表3)を掲げる。

「上作」は豊熟年、「中作」は中熟、平年作のこと、「下作」は劣熟、不作のことだが、凶作は除外されている。「反当実収」は、一反当りの「実高」であり、「分米」は石盛、すなわち藩の一反当りの公定高のことである。

中村・中田(表2・表3参照)の場合を計算してみる。

弘前藩の田地の租率は、五口小役米も含めて定免〇・六四一六である。

中村・中田の一反当り分米は一石、したがって

$$1 \text{ 石} \times 0.6416 = 0.6416 \text{ 石}$$

すなわち、六斗四升一合六勺が藩の収納米(年貢米)である。百姓の作徳は、

$$1 \text{ 石} - 0.6416 \text{ 石} = 0.3584 \text{ 石}$$

すなわち、三斗五升八合四勺で、これが「下作」の場合。「中作」の場合は、収納米は〇・六四一六石と変わらないので、百姓作徳が

$$1.6 \text{ 石} - 0.6416 \text{ 石} = 0.9584 \text{ 石}$$

すなわち、九斗五升八合四勺に増え、実際の租率は

$$0.6416 \text{ 石} \div 1.6 \text{ 石} = 0.401$$

すなわち、〇・四〇一となる。これが「上作」となると、百姓作徳が

$$2.4 \text{ 石} - 0.6416 \text{ 石} = 1.7584 \text{ 石}$$

すなわち一石七斗五升八合四勺と大幅に増え、実際の租率は、

$$0.6416 \text{ 石} \div 2.4 \text{ 石} = 0.2673$$

すなわち〇・二六七三(二六・七三%)となる。そして、いかなる大豊年であっても、収納米は一定にして、「増石ハ取不申百姓ニ被下置<sup>16)</sup>」るのである。凶作でない限り、弘前藩の領民は、頻繁ではない「下作」を規準にした徴租法の寛典を享受していることを強調するのである。後述するが、この「三作平均」等の記述は、『租税誌』の編者葛西於菟らによって、極めて巧妙に創作されたものであることを明らかにする。

⑤盛田氏は、竹内清承の説と「津輕収納法」・「三作平均」の考え方を参照して論を進めていく。追ってみよう。

当時の勘定奉行竹内は、文化一二年・一三年の弘前藩収納量をそれぞれ一三万三二〇石、一五万八〇〇石と把握している。ところで、「諸組田畑御収納高調帳<sup>17)</sup>」によれば、文化二年は一四万九三三〇石五合、文化七年は一四万二八八二石六斗二升五合の収蔵高となっている。また、「御収納一紙目録<sup>18)</sup>」によれば、文化一二年は、「郷村高三〇万九八八石五石余に対し、収蔵高は一三万一一一三石余であった」(盛田氏の計算に誤りがある…筆者注)という。この時期の弘前藩収納量は一三万石から一六万石弱の間で定着しているとみてよいわけであり、この一事を支えに、盛田氏は、竹内の他の言説にも信頼を寄せることができるとする。

後述の基準によって計算すれば、

収蔵高131,113石 + 0.63 = 208,115.87石

すなわち、「有高」はおよそ二〇万八〇〇〇石となり、当該年は、

郷村高309,855石 - 208,115.87 = 101,739.13石

すなわち、一〇万石余の引高が存在したことになる（内二万七〇〇〇石余は、郡所取扱の別会計とされているので、実質八万石余の引高である<sup>19)</sup>）。

尚、「〇・六三」の意味については、後述する。これで見ると、文化年間の収納量は、一三〇年前の貞享検地の収納量一五万三三〇〇石余と比較しても、よくて同等、むしろ下回っていたことがわかる。それは、後者が元来、引高も付さない藩の理想の目標値であったこと、長期の新田開発による生産高が安定せず、頻発する凶作・不作による荒地の復興もままならぬことによると考えられる。さらに推測を加えるならば、そこには公儀たる弘前藩が領民とかわした作法を破って、領民を「収奪」する苛政が、領民の生産意欲の減退と停滞を招いたのではないか。

竹内によれば、弘前藩の「実高」は、中熟平年作の「中作」では収納量の二・八倍、豊作の「上作」では収納量の三倍に達する<sup>20)</sup>。そこで（表3）の「三作平均」の「上作」の場合の年貢…百姓作徳比率一・二・七を、豊作の文化一三年の年貢米に当てはめてみるとどうなるか。

158,000石 + 158,000石 × 2.7 = 584,600石

すなわち、収納量一五万八〇〇〇石と百姓作徳四二万六六〇〇石を合わせた「実高」は、五八万四六〇〇石となり、竹内説の六三万二〇〇〇石に近くなるというのである。

⑥盛田氏は、郷土史家福士貞藏の『津軽平野開拓史』<sup>21)</sup>にも言及する。そ

表4 広田組・赤田組反別・分米・戸数一覧

	貞享四年 (1687)広田組 28ヶ村	元禄三年 (1690)広田組 28ヶ村	元禄三年 (1690)飯詰組 26ヶ村	元禄十年 (1697)広田組 28ヶ村	寛政八年 (1796)広田組 28ヶ村	寛政八年 (1796)赤田組 33ヶ村
総高(石)	※(1)10575			10383.85	10148.956	14113.172
総反別(町)	1420			1442.821	1529.19	2068.526
反別(町) 分米(石)	田地(町)	1088		886.439	1127.91	1246.723
	分米(石)	8650			※(2)8804.37	11510.21
	荒地(石)				785.298	生地荒地あり
	畑地(町)	332		138.403	401.28	821.803
	分米(石)	685			1344.586	2616.961
	荒地(石)				530.988	生地荒地あり
家数(軒)	百姓	369	389	302	320	本家1101
	水呑(高無)	189	218	376	467	借家23
	計	558	607	678	782	1124
惣人数(人)	男	1950			2217	3217
	女	1700			2206	3067
	計	3650			4523	6284
馬数(疋)	駒	220			537	715
	雑駄	170			423	302
	計	390			959	1017
1戸当高(石)	水呑含む	18.952			13.000	
	水呑除く	28.659			31.715	12.556
1人当高(石)	水呑含む	2.897			2.244	2.246
	水呑除く	3.848			4.779	1.840
1戸当面積(町)	水呑含む	2.545			1.955	
	水呑除く	3.848			4.779	1.840
1人当面積(町)	水呑含む	0.389			0.338	0.329
	水呑除く	0.70			1.23	
1戸当馬数(疋)	水呑含む	0.70			1.23	0.905
	水呑除く	1.06			3.00	
1反当高(石)	※(3)0.745 (0.657)				0.664	0.682

「平山日記」をもとに作成した。計算の誤りはそのままにした。※(1)「田畑高過分不引合二有之候」とある。9335石が正しい。※(2)宝暦より寛政七年まで1283.076減石との記載あり。※(3)0.657石が正しい。

の序文では、「青森縣知事津島文治」が、乳井貢の実収高九三万六〇〇〇石説、手塚玄通の七三万三〇〇〇石説を紹介したうえで、「我が津軽藩は其の實収高に於て、加賀百万石の前田侯に次ぐ大々名であった譯である。」と記す。また、福士貞藏は「租税は高い様に思はれるが、一反歩の定積（石盛のこと…筆者注）は…極く内輪に見積もって居る故、事實百姓は餘程作徳はあつた譯である。」<sup>22)</sup>と述べてもいるのである。

⑦盛田氏は、弘前藩領の農家一戸当りの生産力にも言及する。これは、弘前藩の農村構造の分析にとつても重要な要素であるから、詳細に追つてみる。行論上、盛田氏が『平山日記』<sup>23)</sup>をもとに作成した表に、新たな項目を付け加えて表4としてまとめてみた。表4は、弘前藩領新田地帯

の農民と農村構造の実態解明の分析視角を示唆する。

先ず貞享四年・寛政八年の広田組、寛政八年の赤田組の戸当りの面積と石高に注目して、盛田氏はその大きさに驚きを隠さない。水吞を除いた場合と含む場合を合わせて、面積では赤田組の一町八反四畝から広田組の四町七反八畝、石高では赤田組の一三石五斗五升六合から広田組の三三石七斗一升五合にも及ぶ(表4)。これは幕府や全国の大名領の標準をはるかに超えており、一戸当り二三石六斗と算定した竹内説の正しさがまた実証されたというのである。さらに、盛田氏は、藩政後期の「御郡中高寄帖」の六十六ヶ村の水吞百姓を含めた一戸当り高の平均一九石五斗を傍証として挙げている<sup>24</sup>。

ただ、表4の数値は、石盛に則った分米の総計としての「検地総高」であって、寛政八年の広田組を除けば、荒高引や検見引が記載されておらず、実際の年貢対象高たる「有高」は不明な状況である。因みに、一反当り高は、広田組では貞享四年が

$$(田地8650石 + 畑地685石) \div (10,880反 + 3,320反) = 0.657石$$

すなわち〇・六五七石が正しい。寛政八年では〇・六六四石と、何れにしても極めて低い反別収量である。この一事をみただけでも、盛田氏や竹内の提起する結論には問題があると考えられる。低い土地生産性(労働生産性)は、その分、領民と役馬に苛酷な労働を強いるのである。しかも、元禄一〇年の広田組においては、

$$[1,442,821 - (886,439 + 138,403)] \div 1,442,821 \times 100 = 28.97(\%)$$

未だ総反別のおよそ二九%が荒地のままと推定される。元禄八・九年の大飢饉の影響と考えられる。

⑧盛田氏の分析は、竹内が明らかにした文化一三年(一八一六)の「上作」時の数字をもとにして、家計の分析にも及ぶ(以下一部、筆者による訂正あり)。

耕作面積…三二万反歩(出典「御国内出石大略考量」、尚、貞享検地では三四万反歩余)

一戸当耕地面積…一・二町歩余(出典同右)

一反当収穫量…一・九七石(出典同右)

収納高…一五万八〇〇〇石(出典同右)

実高…六三万二〇〇〇石(出典同右)

農家戸数…二万六五八八戸(出典同右)

盛田氏は、これらを基本条件として試算する。

まず、一戸当生産高は、

$$632,000石 \div 26,588戸 = 23,777石$$

すなわち、一戸当り生産高は、二三石七斗七升となる。

また、一戸当り平均収納高は、

$$1,580,000石 \div 26,588戸 = 59,425石$$

すなわち、五石九斗四升二合五勺である。とすれば、一戸当百姓作徳は、

$$23,777石 - 59,425石 = 17,827石$$

すなわち、一七石八斗二升七合五勺と算定される。

ところで、一戸当平均人数は六・六一人(出典不明)、表4では、五・

六人(六・五人である。一人一年間の食糧は、

$$0,005石 \times 360日 = 1.8石 \quad (一人一日五合 \times 三六〇日 = 一・八石)、$$

村入用など諸役銭を一・二石とみて、一戸の余剰米は、

178275石-18石×661人-121石=47295石

この四石七斗二升九合五勺、俵数に直せば十二俵弱（一俵＝四斗）が「農家の自由な使用に委される」<sup>(25)</sup>というのである。

だが、後述するように、弘前藩の「実高」は、「有高」に一五%前後の縄延分を加えた高であり、弘前藩の一反当り平均収量が表4の、○・七石未満（南・中津軽郡を含んだ場合は多少上昇するとしても）が真相だとすれば、弘前藩領の農村風景は竹内や盛田氏が描くそれとは全くの異相をみせることになるだろう。<sup>(26)</sup>

⑨盛田氏は、表4の「戸数」・「戸当高」・「戸当面積」の数値と、また南部藩の地方証文の分析をもとに、弘前藩の農村構造、とくにその階層分化について、独自の見解を述べている。一般に太閤検地以来、幕藩政権も、小農自立の方向を促し、安定した徴租を確保する政策を採り、その傾向は藩政初期から中期、さらに後期へと一貫していたと言われる。浪川氏も、概ね貞享検地の政策意図のひとつとして、確実な徴租担当者として小農自立の方向を促したという基本認識の上で、その後の農村構造の変化の分析を続けてきたと思われる。<sup>(28)</sup>しかし、盛田氏は、弘前藩領の地主・小作人あるいは地主・下人という階層分化は、藩政初期からその傾向が強く、貞享検地後もその外延を変化させつつ、この傾向はいっそう強まって、弘前藩の農村構造を大きく規定した<sup>(29)</sup>という見解を記している。魅力ある考察であり、別稿において分析する。

### 三、『青森県租税誌前編』の思想と背景―官吏による事実の捏造―

弘前藩の「実高」と「検地総高」・「内高」の大きな懸隔、すなわち弘前藩領の生産高の大きさについての、盛田氏の見解は、文化期の竹内清承の説と『租税誌』の「津軽収納法」や「三作平均」の考え方に拠るものであった。

以下、それらの記述が現実の事実を歪めた、前収税長や編者とその周辺勢力の意図的な創作であったことを証明していくが、『租税誌』を詳しく読み取っていききたい。

さて、『租税誌』は、いつ、いかなる思想的基調、また目的をもって編纂されたのであろうか。箇条書きにしてみる。

①『租税誌』は、その序によれば、明治二三年（一八九〇）、青森県収税長宮村清慎<sup>(30)</sup>とその下僚葛西於菟らによって起稿され、明治二六年（一八九三）、青森県収税長竹村欽次郎のもと、葛西於菟によって完成をみた。②編者の記した凡例によれば、「本誌ハ永禄年間ヨリ明治廃藩置県ニ至ルノ凡ソ四百余年間津軽南部両地方租税ニ関する沿革ヲ纂録」したものであり、「旧記ハ皆精確ナルモノ決シテ鹵奔滅裂ニ非ラサル」ものであり、「良法美政ノ絶滅スルヲ恐ル故ニ採録」したとある。

③『租税誌』は、南部・津軽・八戸・黒石藩等の藩政期の旧記を収集し編纂した大部の書籍である。そのことは間違いないが、実は編者葛西の解説と旧家記などの史料群が混在し、旧記類と解説の境界が判然としないうこともこの本の特徴である。前述の「津軽収納法」や「三作平均」は、まさにそのような位置に置かれているのである。

④『租税誌』の基本思想は、完成当時、石川県収税長に転じていた宮村清慎が寄せた「青森県租税誌前編序」において多くのことが語られてい

る。

「…復古以前関之東西不啻異厘取段取法有四公六民有六公四民他輕重寛苛各藩不一矣雖然皆起算之一株一穗而加減乘除以成其沿習人情故津輕称六公四民一步三升或一升五合而僅取九合三夕三才…若其地尺寬假謂之関東無比可民之有餘裕可知也…明治廿七年八月石川県収税長宮村清慎撰(傍線筆者、以下同じ)」

「厘取」・「段取」などのテクニカルタームが混在し読みとりにくい、以下大略を記す。

「復古以前」すなわち明治新政府成立以前の藩政期には、租税徴収が西の「厘取」法、東の「段取」法と異なっていたばかりか、各藩によっては「四公六民」あるいは「六公四民」などと徴収割合にも「輕重寛苛」があった。租税は、田地の「一株一穗」の「起算」とその「加減乗除」によって決まるが、その仕方はその地域の慣習や人々の考え方をもとにしている。津輕藩は、「六公四民」、つまり藩が六割を取り、残り四割を百姓作徳としてきた。しかし、津輕藩は、「一坪当り粃「三升」あるいは「一升五合」の生産力があり、藩はそのうちの粃「九合三夕三才」を徴収するだけである。…若しも津輕藩領の検地測量が緩やかであったりすれば、津輕藩領民は、「関東」とは比較にならない程、「餘裕」(作徳)があったことを銘記すべきだ。

『租税誌』のつけに、前青森県収税長が弘前藩領民の「餘裕」を具体例を挙げて宣言しているのである。ここには何かしら異様なものがある。

それでは、宮村の挙げる具体例の計算に入るが、当時の長さと面積と容積の基準を参考のために注記した。<sup>(32)</sup>

一坪当り粃三升は、 $0.03石 \times 300坪 = 9石$ 、すなわち一反当り粃九石となる。これを五合摺にして $9石 \div 2 = 4.5石$ (玄米)となる。四斗入俵にすると、 $4.5石 \div 0.4石 = 11.25俵$ 、すなわち一一俵一斗となる。また、一坪当り粃一升五合は、同様の計算で、玄米にして二・二五石、すなわち五俵二斗五升である。

藩政期弘前藩領では、一反当り玄米にして二・二五石、四・五石の米の生産量があったというのである。その中から、一反当り粃九合三夕(勺)三才つまり $0.0933石 \times 300坪 \div 2 = 14石$ 、すなわち一・四石の玄米を本年貢として上納し、百姓作徳(取り分)は一反当り玄米

(2.25~4.5) 石 - 1.4石 = (0.85~3.1) 石

すなわち八斗五升(二・一俵) (三・一石(七・七五俵))となるというのである。因みに、宮村の言う「一步三升或一升五合」を「上作」平均と「下作」平均に対応させ、弘前藩貞享検地の領内総反別三四万四二〇八・一六反歩を掛けてみる。

(2.25~4.5) 石  $\times$  344,208.16反 = (774,468.36~1,548,936.72) 石

すなわち、藩政期の弘前藩領の「実高」は、少なくとも七七万石余、豊作時は一五四万九〇〇〇石という驚くべき石高に達するのである。

さらに、宮村の言う「九合三夕三才」は、何に由来しているのか、が問題である。これは、上村の上々田の一坪(歩)当りの粃数(定積)、すなわち藩の公定生産量なのであり(表2)、これを一反当玄米に算定すれば、

$0.00933 \text{石} \times 300 \text{步} \div 2 = 1.41 \text{石}$

すなわち一・四石の石盛であることが理解されるであろう。そして、弘前藩では、通常、

$1.41 \text{石} \times 0.6416 = 0.898241 \text{石}$

すなわち、一反当り八斗九升八合二勺四才が収納米として藩に「取」られるのである。「九合三夕三才」は、上村・上々田一坪当りの公定生産籾数＝定積なのであって、年貢米として「取」られる意味合いのものではないことは明らかである。

⑤『租税誌』の「津軽収納法」<sup>(33)</sup>を心して読み解いてみよう。

津軽ノ租法ハ古者ニアリテハ見取リナリシニ貞享新檢ニ至リ村位田位ヲ大ニ商確シ一穂籾粒ニ標準ヲ算起シ反取永世不易ノ法ヲ定ム享保宝曆等ニ再三檢地ノ挙アリテコレヲ釐正ス故ニ田租隨地正當ヲ得サル之稀ナリ定積發端田地起元及田制ニ參知ス可シ抑津軽ハ六公四民ニシテ戦国六兵四民ノ法ヲ追擬スルニ似タリ然レトモ津軽地方ハ海岸ト山間ヲ除クノ外ハ肥美ノ良田多ク (a) 苟モ順年ニ属スル時ハ上村上々田ノ如キハ壹株拾本或ハ拾式本一穂ノ粒百七八拾粒ヲ降ラスト然ラハ則 (b) 貞享ニ擬定セシ壹株五本壹本百三拾粒トハ全ク寛典ヲ与フルノ算法ナリ (c) 試ニコレヲ思ヘ壹株五本ノ平均トスルモ壹穂果シテ百八拾粒有トスレハ則壹株ノ九百粒一杵二六拾株ヲ容レハ五万四千粒トナル内九合三夕三才ノ三万五千四百正額定粒ヲ除クモ余ス所ハ壹万八千六百粒ナリ (d) 若シ果シテ一穂 (株カ・筆者) 拾本或ハ拾式本トスレハ一杵拾余万粒以上ノ多キニ上リ式升七八合ノ巨量トナレバ固ヨリ正租九合三夕三才ヲ引去

ルモ所謂手取作穂籾ナルモノハ壹升八合以上ナルニ非スヤ然ラハ則チ (e) 津軽ノ六公四民ナルモノハ実地ヨリコレヲ言ヘハ三公七民内外ニ居ルモノニシテ仮令五口小役ヲ附加スルモ亦四公六民ノ域ヲ出テサルヘシコレニ由リテ之ヲ觀レハ南部家四公六民ト云フト雖小役錢甚重フシテ三分ニヲ収納スト式拾万石ハ自ラ式拾万石ノ經濟アリ拾万石ハ自ラ拾万石ノ經濟アリ蟹ハ甲ニ似セテ穴スルノ俚言豈非ナランヤ輕キモ真ニ輕キニ非ス重キニ非也耶 (以下略)

(a) 「順年」時の上村上々田の場合、一株に一〇〜一二穂あり、一穂に籾粒一七〇〜一八〇粒は下らない。豊作時、上村上々田の一株の籾数、 $(10 \sim 12) \text{穂} \times (170 \sim 180) \text{粒} = (1,700 \sim 2,160) \text{粒}$   
すなわち、一株に一七〇〇〜二一六〇粒の籾数がある。

(b) 貞享徴租法では、「順年」の場合、一株に穂五本、一穂に一三〇粒、 $5 \text{穂} \times 130 \text{粒} = 650 \text{粒}$

すなわち、一株に六五〇粒と設定されているとする。これは、(a) の場合の約三割〜四割弱となる。但、六五〇粒については、出典、真偽とも不明である。

(c) 一杵、すなわち検見杵の一步 (坪) に六〇株あるとして、一株に五本の穂、一穂に一八〇粒の籾数とすれば、 $5 \text{穂} \times 180 \text{粒} \times 60 \text{株} = 54,000 \text{粒}$

一步に五万四〇〇〇粒の籾が生る。そして、ここでも、「九合三夕三才」は「正額定粒」＝「正租」すなわち年貢分とされ、それは三万五四〇〇粒と算定され、

54,000粒 - 35,400粒 = 18,600粒

すなわち、「順年」時の上村上々田の場合、一歩六〇株として、一万八六〇〇粒、つまり三四・四%が、百姓作徳となる。「九合三夕三才」は、前掲の「青森県租税誌前編序」の前収税長宮村と同様の脈絡で使用されていることが分かる。「津軽収納法」(葛西)と「青森県租税誌前編序」(宮村)は、密接に呼応している。

(d) もしも一株に一〇〜一二本の穂があるとすれば、一歩一〇余万粒以上に上る。

(10〜12) 穂×180粒×60株 = (108,000〜129,600) 粒

108,000〜129,600粒 = 0.027〜0.028石 (粃)

(0.027〜0.028) 石 - 0.009333石 = (0.01767〜0.1867) 石 (粃)

「手取作穂」すなわち百姓作徳は、一歩当り粃一升八合前後、

0.018石×300歩÷2 = 2.7石 (五合摺玄米)

すなわち一反当り玄米二・七石の百姓作徳があるというのである。とすれば、反収は、たとえば、

0.027石×300歩÷2 = 4.05石

すなわち、反収四石を超え、ほぼ現代の反収の水準かそれ以上である。

如何にもいい加減な数値の設定である。

(e) 上村上々田一歩当りの粃量を0.028石としてみる。それを弘前藩徴租法に照らして計算してみる。

0.028石×300歩÷2 = 4.2石 (五合摺玄米)

すなわち四石二斗が一反当り「実高」である。上村上々田の石盛は一石四斗、年貢高は、五口小役米も含めて、

1.4石×0.6416 = 0.89824石 (表2) である。したがって、

4.2石 - 0.89824石 = 3.30176石

すなわち、三石三斗一合七勺六才が百姓作徳高であり、作徳率は七八・六%、年貢率は二一・四%であるから、「順年」時の他の村位・田位にあっても、「三公七民」・「四公六民」は難しくないというわけだ。

以上、「津軽収納法」の記述は、宮村や葛西の周到な連絡・調整の上で書かれたことは明らかである。

ところで、『地方凡例録<sup>34)</sup>』では、粃の生産・算定に関してどのように記述されているか。検見の坪疇に関連した記事の結論部分のみ紹介する。

・一穂に平均百粒なら、一歩に必ず一升ある。それは、言い換えれば、

0.01石×300歩÷2 = 1.5石

すなわち、一反当り玄米一・五石の収穫があるということだ。

・関東でも、百七・八十粒・二百粒位の田地もあるが、後れ穂等多く、

平均百粒でも稀である。まして、一歩当り一升五合〜一升六合などは、(0.015〜0.016) 石×300歩÷2 = (2.25〜2.4) 石は甚だ稀である。

・五畿内・播州・江州辺りは、一升 (0.02石×300歩÷2 = 3石) 以上の田地もある。

・株数は地面の善悪によって甲乙がある。関東は地面が宜しくないのので、株数が一歩に百二・三十株、薄地は百七・八十から二百株にも及ぶ。

上方は、地味が肥えて株が張るので一歩に六・七十株〜四・五十株と少ない。これによると、株が多いから生産力が高いというわけではなく、少ないことだ。植付時に株数を増やすことで生産量上がるわけではなく、その田地の特性に合わせて調整しているのは、現代の農家も

普通にやっていることだ。

参考のために、現代の水稲栽培例を挙げておく。

新潟県岩船町の一〇a当り「こしひかり」の生産量は、五四〇kg、一反当り三・六石と換算できる（米の品質を高めるため、生産量を抑えることも必要）。一m当り穂数は三八〇本、一步当り一二五四本となるが、一穂には粳七五粒、登熟歩合（秕・青米・碎米等を除外した良く熟した米の率・筆者注）九〇%、一步当り株数は不明だが、

一穂75粒×1254本=94050粒

すなわち、一步当り粳数は、九万四〇五〇粒ということであり、これは（d）の数値に近い。<sup>(38)</sup>

以上、「津軽収納法」の記述内容を、『地方凡例録』と現代農業に比較・対照させてみた。

表5は、明治一一年（一八七八）から平成二九年（二〇一七）迄、「米の反当収量の推移」を全国、津軽郡（旧弘前・黒石藩領）別に示したものである。津軽郡についてみれば、明治一〇〜二〇年代は僅かに一石を

表5 米の反当収量の推移

年代	全国(石)	津軽郡(石)
明治11年(1878)		1.12
明治16年(1883)	1.19	
明治20年(1887)	1.53	1.19
明治30年(1897)	1.21	1.24
明治33年(1900)	1.49	1.24
明治40年(1907)	1.72	1.60
大正6年(1917)	1.82	1.70
昭和2年(1927)	2.00	1.73
昭和12年(1937)	2.14	2.40
平成29年(2017)	3.55	*3.93

(1)この表は、『農林水産省統計』、『青森県統計書』をもとに作成した。(2)1反≒10aとし、1石≒150kgで算出した。(3)平成29年の「\*3.93」は、青森県全体の数字であり、長野、山形に次ぎ全国三位である。

超える反収であり、昭和初期まで反収二石を超えることはなかった。この厳然たる統計値は、宮村や葛西の詐術を紛う方なく顕わにしているのである。

弘前藩領は「肥美ノ良田多ク」、その「実高」は七、

八〇万石から一五〇万石以上にも及び、領民は貞享の徴租法という弘前藩の「良法美政」の恩恵に預かって、多大の作徳を得ていることを示すために、「順作」時の高い生産力のみ挙例するばかりか、ありえない数値を次々に繰り出し、公定生産高である定積（石盛）概念を年貢概念として用いるなど乱妨極まる狡計は、明治一〇〜二〇年代の政治的対立・抗争にあつて、その政治的意図の実現のために、歴史的事実が改変・創作された事例であることを示している。その政治的意図が何であるかは、後述する。

#### 四、竹内清承「御国内出石大略考量」の検討

竹内は、「御国内出石大略考量」（文化一四年）の中で、文化二年（一八一五）・同一三年（一八一六）の弘前藩の年貢収蔵高等、藩経済の重要項目を統計的な手法を用いて記している。それは、「国内」の現状を把握して、「西戌亥三ヶ年（文化一〇・一一・一二年・筆者注）不熟<sup>三</sup>農民甚衰御国脉疲弱<sup>三</sup>相成」、「御国民成立を第一<sup>三</sup>御世話被仰付<sup>三</sup>たいがためであるとしている。その中から、本稿の問題関心に関連する事項を箇条書きにしてみる。

①文化一二年の収蔵高は一三万三八二〇石、また、「当年、中熟出作御収蔵二倍八分と見、雑石共都合」三七万四六九六石程が「御収納之外惣出作」だといっている。つまり、文化一二年は「中熟」<sup>三</sup>「中作」<sup>三</sup>で、

収蔵量 $133820石 + 133820石 \times 28 = 508516石$

すなわち、五〇万八五一六石が、領内総生産<sup>三</sup>「実高」だと竹内はいう

のである。

これを文化一三年のケースでみてみる。

(略)

翌子年御収蔵 十四万八千石程

別面御収納 壺万石程

両口通計 拾五万八千石

当年御検見・御検地米五千石程之引高也、

無検見同様<sup>ニ</sup>御座候

当年上熟御収蔵之外三倍之出石と見、雑石共

四拾七万四千石程 御収蔵之外惣出石

民食其外諸雑費高 三拾七万石 差引残り

拾万四千石 俵<sup>ニ</sup>直し二拾六万俵

此内拾万俵程ハ種粳并雑穀共入混、御郡内孕物と見、

残<sup>而</sup> 拾六万俵ハ米并大豆津出<sup>ニ</sup>可相成哉

御郡中惣出作雑穀共大部上熟之年<sup>ニ</sup>

御収蔵高 拾五万八千石取

六拾三万二千石程 作得 四拾七万四千石相加高也

(以下略)

文化一三年の収蔵高は、一五万八〇〇〇石、「当年、上熟御収蔵之外

三倍之出石と見、雑石共」四七万四〇〇〇石程が「御収蔵之外惣出石」

である。つまり、文化一三年は「上熟」<sup>ニ</sup>「上作」で、

収納高158,000石 + 158,000石 × 3 = 632,000石

すなわち、六三万二〇〇〇石が、領内の「実高」だというのである。盛田稔氏が賛同する竹内説六三万二〇〇〇石は、このような脈絡で語られていたのである。そして、不可思議なことに、「二・八倍」や「三倍」については、至極当然の準則であるかのように説明はなされていない。

②「子年（文化一三年）仕付高」は、田方二万四七二五町、畑方七〇七二町歩等、およそ三万二〇〇〇町歩程であった。実はこの仕付反別三万二〇〇〇町歩は問題を含んでいる。というのは、この時期、すでに木造新田を含む三新田等約一万一〇〇〇町歩、八万石が検地を済まし、一三〇年前の真享検地の総反別と総高に合算すれば、計算上、反別四万五〇〇〇町歩余、「検地総高」も三四万石に達してはよかつたはずである。

③領内人口は、約二〇万人、内二万四四二〇人は武家・工商・修験・寺社など非農業人口、一七万五五八〇人程が農民である。また、農家は二万六五八八軒程。

④「物食料并造酒・雑品之食物」などの「民食」、すなわち武家・寺社などを除いた領内一七万八〇〇〇人程の農民の領内食糧消費高は、「一日五合積 壺人壺年之食 壺石八斗」として、雑穀・味噌・菓子類を含めて三七万石と算定されている。

⑤文化一二年の津出米は、米大豆合わせて一万一四三〇俵と「無之も同様」であったが、文化一三年には一六万俵の津出の見込みである。上方廻米については、具体的な数字は不明。

⑥文化一二年は、「孕米喰尽<sup>ニ</sup>相成<sup>ニ</sup>困民不得止事乞食等<sup>ニ</sup>出るもの多有之」、文化一三年は、「拾万俵ハ雑石とも入混御国内孕物」と見ることが

できるといふ。

領内の実際に即した調査結果に基いた、比較的信頼性の高い数値は、年貢収納高、仕付高、領内人口、農家戸数である。鍵となる筈の「二・八〜三倍」は出典も根拠も不明である。「扶持米一・八石」はよく知られた考え方だが、これは武家の扶持米給与の際の準則に過ぎず、農民はたいてい飯米や夫喰米、種粃の名目で藩より利息付で拝借するのであり、弘前藩の場合、一人一日五合には届かない量であるのが通例である。竹内が、説明もなく、領内農民人口に一・八石を乗じ、三三万石を領内「実高」の基礎に置いて見えているのは、むしろ驚くべきことである。後述するように、弘前藩の「実高」は、この三三万石にさえ遠く及ばないものだった。勘定奉行や御用人という藩政の枢要にあつた竹内がなぜかくも大きく外れた現実認識しかもてなかつたのか、大きな疑問に逢着するのである。<sup>(37)</sup>

### 五、乳井貢「期月而已可」<sup>(38)</sup>の場合

竹内が影響を受けたのは、経世実学の先輩、乳井貢ではなかつたらうか。乳井は、「通財一事凡例」において、「百万石の大名も橋上の薦かむりも一年一石八斗より喰はれぬもの」と乳井節を効かせ、「期月而已可」では安永八年（一七七九）の弘前藩歳入出を見積もっている。

(略)

「國民十八万人」 「田圃三万五千丁歩」

「然ラハ國民ノ食禄白米三十二万四千石有ルコト必セリ、田圃三万五千丁歩ナレハ、此穀産三十一万五千石有ラン、是人民ノ数ニ應セス、田圃必虚量ナラン、今周公九服ノ法ニ因テ量ヲ推スニ八万丁歩アル事ヲ知ル、鄭玄九服ノ法ヲ讀シテ曰、居ナカラ四海ノ数ヲ知ルト云ヘリ、然レハ國穀ヲ周禮ノ九服ニ量レハ左ノ如シ

七十二万九千石ナル事正當也、是ヲ以算スル事左ノ如シ

國祿七十二万九千石 但雜穀共ニ

内

十二万石貢税

卅二万四千石食

但雜穀共ニ

右二ノ者ヲ引テ

廿八万五千石ハ上ノ有トス、賤用及ヒ酒醬酢油餅鹽鹽之類ト成ル者

(以下略)

詳しくみていこう。

「國民ノ食禄白米三十二万四千石有ルコト必セリ」の意味は、

18石×180,000人=324,000石

すなわち、三三万四〇〇〇石が必要だと言っているのではなく、三三万四〇〇〇石が間違はなく領内にあると言っているのである。そして、

反収0.9石×350,000反=315,000石

すなわち、三二万五〇〇〇石が「実高」の筈だが、そうではないという。

乳井は弘前藩領平均反収を〇・九石とみており、この時期の実際から大きく外れていない。しかし、「國民十八万人」という人口に対して、田

圃三万五〇〇町歩では少なすぎる。これは「虚量」、偽りの反別だといふのである。そこで、「周公九服ノ法」をもつてきて、「國民十八万人」には八万一〇〇〇町歩が相応だといふのである。したがって、

$$0.91石 \times 810,000反 = 729,000石$$

すなわち、弘前藩領では毎年七二万九〇〇〇石が生産され、乳井にとつてはこれが「実高」である。「周公九服ノ法」が具体的にどのようなものか、筆者は不案内だが、人口と領内総反別、平均反収はほぼ実際に近い数字を把握しているにもかかわらず、総反別三万五〇〇〇町歩は総人口に不相应だとして採用せず、反別は領内の実際に沿うことなく、「居ナカラ四海ノ数ヲ知」れるとして「八万千丁歩アル」と、摩訶不思議な算術が展開されるのである。因みに三万五〇〇〇町歩は、貞享検地の総反別の近似値である。

以下、適用項目として、年貢一二万石（一六・五％）、国民食糧三二万四〇〇〇石（四四・四％）、残りの二八万五〇〇〇石（三九・一％）は、「上ノ有」すなわち「藩主」が所有し、領内諸用に供するといふのである。最後の「上ノ有」の思想は、自由な市場空間と貨幣を軽蔑する乳井独自の政治・経済思想に由来していると思われる。

一般に、竹内や特に乳井は、儒教的観念論を克服した経世実学思想家と言われ、藩の枢要にあつて藩政をリードした政治家であつた。

しかし、これらひとり善がりの未熟なノブレス・オブリージュたちは、彼らが愚民とみなしてきた人々、すなわち自分たちの死も不幸も前世の「アダワイ」（報い）と思ひなしてきた多くの弘前藩領民たちにむしろ許され、支えられてきたのではなかつたか。

## 六、『青森縣統計書』からみた弘前藩の生産高

再び、表5をとり上げる。旧弘前藩・黒石藩領に相当する「津軽郡」の「米の反当収量」は、全国平均に比しても下回る年が多かつたが、昭和一二年にいたつて逆転する。耐寒性の品種改良に成功した結果とされる。<sup>40</sup>そして、現在では青森県全体でも反当四石、一反一〇俵のあがりを見るに至っている。

しかし、注目すべきは一九世紀末年の明治三三年（一九〇〇）においても反収平均は全国で一・四九石、津軽郡では一・二四石に過ぎないという事実である。雑穀を含めた計算では、さらに数値は下がる（表7）。もちろん新政府の時代になつたとはいえ、生産力の測定は、簡単ではない。『青森縣統計書』では、「收穫時期ニ際シ各市町村内二三ヶ所ニ於テ作柄ヲ見計ヒ上中下三等ニ坪蒔シ先一反歩平均率ヲ求メ之レヲ作付反別ニ乗シ算出シタルモノ」であると記している。この方法は、藩政期弘前藩の検地・検見法と基本的には変わりはない。

ただ、新政府期に入つて、すでに壬申地券の交付により、土地の私的所有が公認され、また「地押」（検地）の現場には、藩政期の厳かな奉行や役人たちの姿はなく、教習を受けた農民たちが自分たちの田畑を自分たちで測量する風景が現出したのである。地租改正事業は、新政府にとって最重要事業であり、「人民」に対し様々な強制や犠牲を強いた。<sup>41</sup>しかし、それでも、「人民」が望みをもつて生活する展望が開けたのである。それは決定的である。

表6 米の郡別播種反別と収穫高

年代	項目	東津軽郡	西津軽郡	中津軽郡	南津軽郡	北津軽郡	計
明治15(1882)年	作付反別(反)	442,115					442,115
	収穫高(石)	495,417					495,417
	反当収穫高(石)	1.12					1.12
明治40(1907)年	作付反別(反)	81,572	99,032	61,122	113,368	98,197	453,291
	収穫高(石)	114,814	145,506	108,533	221,158	133,049	723,060
	反当収穫高(石)	1.41	1.47	1.78	1.95	1.35	1.60
昭和7(1932)年	作付反別(反)	84,165	112,190	63,575	115,719	109,843	485,492
	収穫高(石)	146,800	132,313	119,323	237,950	126,907	763,293
	反当収穫高(石)	1.74	1.18	1.88	2.06	1.16	1.57

- (1)この表は、「青森県統計書」(国会図書館デジタルコレクション)をもとに作成した。  
 (2)\*米は粳米・糯米・陸米を合わせた数字であり、玄米である。  
 (3)東西中南北の「津軽郡」は、旧弘前藩(黒石藩を含む)全領をカバーしている。また、弘前市は中津軽郡に、青森市は東津軽郡に組み入れた。旧黒石藩は、南津軽郡に属す。  
 (4)明治15年統計においては、五郡の郡別の数字はない。

もう少し、厳密に見ていこう。実は、津軽郡とはいっても、その生産力には、大きな地域差があった。表6「米の郡別播種反別と収穫高」は、そのことを示している。大雑把な見方として、北津軽郡・西津軽郡という藩政時代の新田開発地帯と南津軽郡や中津軽郡の古田地帯とを比較した時、前者の生産力の低さは際立っている。特に昭和七年の凶作時には、その違いは増幅されていることがわかる。その要因については、各方面の分析がなされているのだろう。いずれにしても、藩政時代から明治・大正そして昭和にかけて、藩、新政府、質地地主、寄生地主による、その年代特有の「収奪」は、西北津軽郡が他地域より容易かつ苛酷だったと推定される。目を転じて、藩政期の全国の反別平均高を例示してみる。「伊東梅軒の西日本行」<sup>(43)</sup>、弘化二年(一八四五)八月一八日の記事として、「讚州高松東浜村」では「米老反歩二付上田六俵位四斗四升を老俵」、すなわち一反当り二・六四石という高い生産高のことが記されている。この地域の石盛や収蔵量については未調査であるが、この村は外

表7 津軽郡の農産播種反別と収穫高

項目	年代	*米	大豆	蕎麦	粟	稗	麦	計
反別(反)	明治15(1882)年	442,115	57,997	27,535	7,459	2,110	4,534	541,750
	明治40(1907)年	453,291	39,072	21,493	6,649	1,667	1,667	523,839
	昭和7(1932)年	484,592	30,258	5,348	2,603	180	494	523,475
収穫高(石)	明治15(1882)年	495,417	23,223	9,444	2,702	701	2,979	534,466
	明治40(1907)年	723,060	36,268	17,892	5,111	1,998	1,450	785,779
	昭和7(1932)年	762,793	25,773	4,162	2,469	130	505	795,832
反当収穫高(石)	明治15(1882)年	1.12	0.40	0.34	0.36	0.33	0.66	0.987
	明治40(1907)年	1.60	0.93	0.83	0.77	1.20	0.87	1.500
	昭和7(1932)年	1.57	0.85	0.78	0.95	0.72	1.02	1.520

- (1)この表は、「青森県統計書」(国会図書館デジタルコレクション)をもとに作成した。  
 (2)\*米は粳米・糯米・陸米を合わせた数字であり、玄米である。

上に二毛作を増大させると、地力が減退し表作の米の収量が減少するので、交互に裏作を休閑して地力の回復を計る必要がある、七〇%前後が、裏作の一応の限界のようである。<sup>(44)</sup>地力の維持と連作障害を避けるための休閑と施肥が安定的な生産にとって、如何に大きな要素であるかを示した、天保期の防長地域についての記述であるが、反収平均一・七石という高い生産力は、同時期の弘前藩の、およそ二倍の収量であると推定される。表7「津軽郡の農産播種反別と収穫高」は、米ばかりではなく、大豆等をも含めた津軽郡の米・雑穀類の仕付反別と収穫高を示したものである。その

の分析がなされているのだろう。いづれにしても、藩政時代から明治・大正そして昭和にかけて、藩、新政府、質地地主、寄生地主による、その年代特有の「収奪」は、西北津軽郡が他地域より容易かつ苛酷だったと推定される。目を転じて、藩政期の全国の反別平均高を例示してみる。「伊東梅軒の西日本行」<sup>(43)</sup>、弘化二年(一八四五)八月一八日の記事として、「讚州高松東浜村」では「米老反歩二付上田六俵位四斗四升を老俵」、すなわち一反当り二・六四石という高い生産高のことが記されている。この地域の石盛や収蔵量については未調査であるが、この村は外

に「棉」・「砂糖」・「塩」の産出もあり、「ホシカ、油カス」等の金肥も施され、豊かな村であると推定される。また、弘前藩には直接的関連が低いと思うが、二毛作と米の反収の関係について例を挙げる。「防長風土注進案」の算出によれば、「(二毛作率が…筆者注)四〇%未満の村の反収は一石四斗九升到すぎず、そして率の増加とともに反収は増大をつづけるが、七〇%未満の一石七斗一升を最高として、それ以上の率の村は低下している。これはある程度以上

意味でこれは、藩政期における「有高」と同じ資格をもつ数値である。米・雑穀の反収は、明治一五年から五〇年後の昭和七年（この年は大凶作であった）にかけて、〇・九八七、一・五、そして一・五二石と着実に生産力を向上させ、特に米の収穫量は増大したと言つてよい。

### 七、「地租に関する建白」にみられる弘前藩の生産高

明治一〇年（一八七七）七月、青森県第三大区々長大道寺繁禎は、明治六年に終了・施行された青森県并津軽郡第三大区の地租とその基礎をなす地価<sup>47</sup>は、測定基準とその方法が、実情に適合していない旨、「敢て民庶二代リテ謹テ」岩倉具視に宛て「哀訴」・建白した。ここでは、本稿の問題関心に沿つて、弘前藩最後の家老を務めた大道寺と新政府の、弘前藩領の生産関連の認識を拾つていきたい。

①青森県は、「国ノ東北隅ニシテ北緯四十一度内外ニ位シ、寒冷積雪、一年ノ強半ハ農民業ニ就ク能ハス、其地味タルヤ肥沃ノ田隴稀少ニシテ、山邑僻村多クハ皆瘠土ナリ、之ヲ平均スルトキハ実ニ下等ノ地ト云ヘシ」、このことは周知の事実だと強調する。

②青森県管内の反別は五万六七一八町歩余、内津軽郡の反別は四万五七三二町歩、収穫総高の八〇九割は津軽郡よりのもの（大道寺）。津軽郡の総反別は五万四〇〇〇町歩余、「無年季永荒」は「生地ニ申付：即今起返ノ見込無之分ハ上地ノ上公有地」とする。地価決定にあつて、「種粃：手間肥シ等」の分は、「一割五分ヲ引キ」、算定の重要要素の利子は、「三分利ヨリ六分利迄普通ト有之処」、青森県は「地味ハ瘠薄」であるか

ら、七分まで認める（政府見解<sup>48</sup>）。

③宮城県は、「旧石盛壹反<sup>49</sup>壹石四升五合余、旧税米高壹石二付三斗七升九合余」と「石盛昂ク免低」く、青森県は「旧壹反七斗式升余、旧租米高壹石二付五斗三合余」と「石盛低ク免昂」く設定されている。但、「旧壹反七斗式升余」の部分は、「復命書ニ拠リ建白ト符合セス」と注記されている。本稿の問題関心から言えば、旧弘前藩が免が高いのは真享検地より周知のことだが、「石盛」が低く設定されていたという点については、考えるべき余地があるだろう。

④過日施行の青森県の地租は、米・雑穀反収九斗九升八勺余を基礎とされているが、あの「米穀ノ天府」と称されている宮城県が、反収九斗九升八合とされているのは、地味の肥瘠・運輸の便・緯度等斟酌すれば、著しく権衡を欠いている。因みに、津軽郡は反収平均一石五升が基準値であった。

⑤本県農民は、下品の早稲を植えてきた。これは収穫少なく、養分乏しく、売価は安い。さらに地味、気候等の条件を斟酌すれば、「宮城以南ノ地ト等格ヲ均スルトキハ、本県人民ノ不幸実ニ鮮少ニアラス」。

⑥弘前藩政時代は、「六公四民ノ名ニシテ苛酷ニ似タリト雖トモ」、地味・肥瘠などに応じて検見破免などの臨時的措置を講じてきた。しかし、新制度はそれがない。ただし、五年経過しての見直しが約されている。

⑦「愚民ノ情其得ル所其勞スル所ヲ償ハスシテ、生計ノ余贏ナキヲ歎シ、遂ニ耒耜ヲ棄テ、身ヲ他業ニ転シ、行商トナリ、出稼トナリ、雇傭トナリ、力尽テ妻子離散乞丐トナルニ至ル」。このフレーズは、筆者には単

なるレトリックとは受け取れない。弘前藩政が招いた階層的分散の優れたスケッチである。

⑧「旧制水田壹反歩平均八斗八升六合六勺ヲ本トシテ、之二五年一小荒、十年一大荒ノ予算ヲ加ヘテ一分半ヲ減シ、大凡平均七斗五升内外収穫ノ額（改正平均ヨリ三斗許ヲ減シ宮城県ヨリ二斗三升ヲ減シ）」への更定を願う。この願は、旧弘前藩の生産力の歴史的現実に沿ってなされた内容である。

以上、大道寺の、当事者としての責任意識と戦略性に裏打ちされた、優れた建白書とその返答の詳細については、史料に直接当たっていただきたい。

ところで、地価を決定する際、算定の基礎となる収穫量から、種粃・肥料・手間代として一五%前後を引いたが、藩政期の「実高」では、その分がどのように扱われていたか。「検地余歩の儀、古検ハ弍割、新検ハ壹割五分の余歩を差加へ、畔引壹尺、畔際壹尺充除き、両方にて三尺引き、屋敷ハ四方を壹間充四壁引に除くの定法、…古検壹反歩ハ壹反弍畝歩、新検ハ壹反壹畝十五歩ある。」<sup>49</sup>一割五分の分が、縄延、すなわち地広に測量が配慮されているのが「定法」だというのである。これが、地租改正においては種粃・肥料・手間代の一五%と設定されているとみることができる。弘前藩においても、同様に「屋敷四壁引」が二割、「寸尺用捨」、たとえば二尺四寸以下は切り捨て、「開発田地畔引」が二割などの配慮がなされているとみてよい。<sup>50</sup>

さて、その後の地価修正運動を『五所川原市史 通史編2』<sup>51</sup>と小岩信竹氏の「帝国議会開設直前における地価修正の実施過程とその意義―津

軽地方を事例として―」によって概観していこう。

「明治十年（一八七七）、地租改正反対運動を沈静させるために天皇の詔勅により地租率は一〇〇分の二・五に切り下げられた。」また、地価も全国的地押調査をへて、明治二年（一八八九）にはほとんどの府県で下がったという。青森県も引き下げられている。<sup>52</sup>明治三年（一八九〇）、第一回帝国議会開会中に発表された「地価地租特別修正法案」は、全国一律に地租税率を一〇〇分の二に下げ一方、東北諸県および京都・山口・福岡県の地価は引き上げられ、当該府県ではむしろ地租増徴が予想され、その地では猛烈な「地価修正反対運動」がおこった。青森県では明治二四年（一八九一）に活発になり、各地で集会、また代表を東京や仙台に派遣した。この運動の中心的存在は地主層であったが、運動費負担などで地域の行政もバックアップしていた。「青森県内でも下北郡が費用負担をしなかったように、差異はあるものの、津軽地方では運動への取組が積極的であった」<sup>53</sup>。その後、いったん熱気は収まるものの、減租派と増租派に分かれて激しい政治的対立が繰り広げられたのである。『青森県租税誌前編』が起稿されたのは、まさにこのような脈絡の渦中においてであり、津軽郡の激しい地価修正反対運動に対抗しての、官による史資料の創作であったわけである。

#### おわりに

弘前藩の「実高」についてまとめる。

(1) 弘前藩の総反別は、貞享検地時、およそ三万四〇〇〇町歩であっ

表8 文久三(1863)癸亥年七月御郡中面改物調之覚

①	田方分米高(石)	285,704.30	給地并寺社領(3644.919)・御神領并御寄進高(179.264)を含む
②	引(石)	36,907.08	諸品落悪地年季休
③	有高(石)	248,797.21	
④	田方成米(石)	159,628.29	有高×0.6416
⑤	田方銀納(匁)	20,314.46	
⑥	引(匁)	83.69	荒地并年季休
⑦	上納銀(匁)	20,230.77	
⑧	畑方分米高(石)	479,83.414	給地并寺社領(420.463)・御神領并諸寄進高(30.816)を含む
⑨	引(石)	20,873.82	荒地諸品落年季休
⑩	有高(石)	271,095.59	
⑪	畑方成米(石)	14,557.85	有高×0.537
⑫	畑方銀納(匁)	23,536.49	寺社領を含む
⑬	引(匁)	5,372.06	悪地并荒地年季休
⑭	上納銀(匁)	18,164.43	
⑮	田畑分米計(石)	333,687.71	
⑯	引(石)	57,780.90	
⑰	有高(石)	275,906.81	
⑱	田畑成米計(石)	174,186.15	
⑲	田畑銀納計(匁)	43,850.95	
⑳	引(匁)	5,455.75	
㉑	田畑銀納計(匁)	38,395.20	石高換算307.16石
㉒	*高懸銀計(匁)	*190,000	高10石に付銀7匁、石高換算1,520石
㉓	租税総額(石)(匁)	174,186.15(石)と銀57,395.2(匁)	

(1)表中の数字には誤りがあるが、そのままとした。  
 (2)五口小役米は、有高に懸かる。畑・屋敷(五ツ成)は「×0.037」が原則。田地は、六ツ成が「×0.0416」、五ツ半成には0.0393、五ツ成には0.037、…ニツ成0.0232まで、半成下がることに0.0023ずつ減じていけばよい。  
 (3)「高懸銀」の項目は筆者が付け加えた。高懸銀は六ツ成の田地と五ツ成の畑・屋敷地の有高にのみ懸けられた。また、悪畑には課せられない。田地五ツ半成以下の石高は、極めて僅少である。  
 (4)文久2年の弘前藩蔵米の相場は、1俵(0.4石)46.4~55.4匁である(『津軽史事典』159頁)。  
 (5)この表は、「文久三癸亥年七月御郡中面改物調之覚」(『盛家旧蔵文書』16B-M10-090)により作成した。

た。その後、木造新田など岩木川下流域の大規模開発が進み、幕末にはおよそ一万三〇〇〇町歩が公定され、総反別四万七〇〇〇町歩となっていたと推定される。ただし、その中には、巨大な荒地や年季休地、不作による検見引も含まれている。

(2) 明治一五年の津軽郡の米・雑穀の仕付反別は、藩政期の検地総高に繩延分一・一五倍しての五万四〇〇〇町歩と一致する(表7)。また、54175町歩÷(32000~35000町歩)×1.15=147~139すなわち、明治一五年の仕付反別は、藩政期の一・三九~一・四七倍に達する。

(3) 本稿の「実高」は、実際の生産高にできるだけ近い米・雑穀の生産高のことを謂った。それは、「収奪」と「作徳」を分析するためには不可欠な要素である。表8でみるなら、

$$\text{⑮「田畑分米計」} - \text{⑯「引」} \times \text{一・一五} = \text{⑰「有高」} \times \text{一・一五}$$

$$\text{⑰「田畑銀納計」} - \text{⑳「引」} \times \text{*六} \times \text{一・一五} = \text{すなわち、}$$

$$\text{⑰} 275,906.81 \text{石} \times 1.15 = 317,292.83 \text{石}$$

$$\text{⑳} 38,395.20 \text{匁} \times 6 \times 1.15 = 264,926.88 \text{匁}$$

一石 = 一二五匁の相場として、

$$317,292.83 \text{石} + 264,926.88 \text{匁} \div 125 = 319,412.245 \text{石}$$

すなわち、「実高」は三二万九四二二石余と算定されるが、⑮田畑分米計「すなわち「検地総高」に届いていない。尚、ニツ成以下の田地、反収一斗以下の畑地などに銀(銭)納が課された。租率は一五%前後と推定して「\*六」を乗じた。そして、

$$319,412.245 \text{石} - \text{⑱田畑成米} 174,186.15 \text{石} + \text{㉑銀納計} 307.16 \text{石} + \text{㉒高懸}$$

$$\text{銀} 1,520 \text{石} = 143,398.94 \text{石}$$

すなわち、約一四万三四〇〇石の米・雑穀が、郡中農民一九万五〇〇〇人(『盛家旧蔵文書』16B-M10-090)の「作徳」になったわけである。また、

$$541466 \text{石} \div 319,412 \text{石} = 1.67$$

すなわち、明治一五年の米・雑穀高は、「実高」の一・六七倍である。わずかに二〇年ほどの間に、これは驚異的上昇と言える。

(4) 「御郡中御検地高目録」(表1)における反収〇・七六一石、表4の〇・六六〇・六八石は、繩延分で修正すると、〇・七五九〇・八

七五石となり、いずれも弘前藩の生産力の低さを示している。しかし、明治新政府時代に入って、表7の反収〇・九八七石は、やはり驚くべき上昇と言わざるをえない。荒地反別も解消され、僅かな年数で「有高」は増大しつつ「実高」と一致したのである。国家の体制の変化は、穀物生産の急激な増大をも促進したのである。主要因は既述した。

(5) 一般に、幕府や多くの藩においては、「検地総高」が「実高」と一致、あるいは近似するのが普通である。しかし、弘前藩の場合は、表1の「総高」に一・一五倍してやっても、それは見かけの「実高」に過ぎない。「諸品落」、不仕付の荒地、仕付荒、年々の検見引、位下げ等々、引高が巨大かつ恒常的であるという、弘前藩全期にわたる切実な問題が存在したのである。

(6) 弘前藩当局が確実に把握し、史料で確認できるのは、毎年の成米と上納銀・高懸銀の総計である。この総計から、最終的な「実高」を逆算することができる。表8を例にすると、

$$\begin{aligned} & \text{(17)田畑有高} + \text{(20)田畑銀納計に対応の有高} \times \text{r} \\ & \text{(275,906.81石} + \text{38,395.2匁} \times \text{6} + \text{125)} \times \text{r} = \text{(174,186.15石} + \text{38,395.2匁} + \\ & \text{125} + \text{190,000匁} + \text{125)} \end{aligned}$$

$\text{r} = 0.6337$  すなわち、定数〇・六三四が得られる。これは、「有高」に対する租率を意味する。また、

$$\begin{aligned} & \text{「有高」に対する租率} + \text{1.15} = \text{「実高」に対する租率 (実質租税率)} \\ & \text{0.6337} + \text{1.15} = \text{0.551} \end{aligned}$$

すなわち、〇・五五が、弘前藩の実質租税率である。ただ、「実高」・「有

高」を逆算して求めるために、高掛銀の元高の重複を避ける必要があり、その場合は、定数 $\text{r}$ は〇・六二八となる。何れにしても、弘前藩の場合、 $(\text{田畑成米} + \text{田畑銀納の米換算高}) + \text{0.63} \times \text{1.15} = \text{実高}$ が成立する。

## 註

(1) 『精選版 日本国語大辞典』(小学館 二〇〇六)。「作徳」とは、「作得」とも書き、①自作農が領主への年貢米を納めて残った得分、②小作農が領主への年貢と地主への小作料を納めた残余の得米、③小作人が地主へ納める小作米、小作料、とある。

(2) 『国史大辞典』(仙台藩の項)。ジャパナレッジに拠る(以下同じ)。

(3) 弘前藩の真享検地以降の場合、基本的には田地は免六ツ、畑地は免五ツで、小役米を含めると、田地租税率六四・一六%、畑地は五三・七%と設定されている。

(4) 盛田稔『近世青森県 農民の生活史』(青森県立図書館郷土双書第四集 青森県立図書館 一九七二) 一頁〜一九頁・二四三〜二四五頁。この見方は、この本の中で主旋律として繰り返される。この本は、史資料操作と分析の正確さに欠ける部分が少なからず存在するが、青森県の農民やその暮らしについて、正面から問題にし、特に農地証文を駆使した分析から見た具体的な農村像・農民像において多くの論点を提起している。

(5) 『本佐録』(『日本大百科全書』高木昭作解説)。このフレーズの解釈においては、農民の全余剰生産の収奪という解釈がなされてきたが、そうではなくむしろ「社会の秩序を安定させるための方法として説かれたもの」(『国史大辞典』尾藤正英解説)とする見解がある。

- (6) 幕府勘定奉行「神尾春史」の項参照(『世界大百科事典』森杉夫解説)。
- (7) 瀧本壽史「宝暦・天明期津軽藩農村の諸問題」(『弘前大学國史研究』71号 一九八〇)。
- (8) 浅倉有子「第八章 手作給人の存在形態」(『北方史と近世社会』清文堂 一九九九)。
- (9) 浪川健治「前期農政の基調と展開」(『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会 一九八四)・「津軽藩前期農政の解体」(『日本歴史』四三〇号 吉川弘文館 一九八四)・「津軽藩政の展開と飢饉―特に元禄八年飢饉をめぐって―」(『歴史』第五二輯、東北史学会 一九七九)・「中期農政と農業技術」(『北奥地域史の研究―北からの視点―』長谷川成一編 名著出版 一九八八)・「黒石津軽領の性格と支配―宝永二年代表越訴を素材に―」(『弘前大学國史研究』78号 一九八五)・「第一章『難儀』と『御救』―弘前藩領にみる十八世紀前半の地域変容―」(『周辺史から全体史へ―地域と文化―』浪川健治・デビット・ハウエル・河西英通編著 清文堂 二〇〇九)。
- (10) 『宮崎県史 通史編 近世上』(宮崎県 二〇〇〇)二一―二八頁。
- (11) 浅倉有子「津軽藩の郷帳について―宝永八年朱印状改時の郷帳を中心として」(『弘前大学國史研究』73/74号 一九八二)。浅倉氏は、幕府に提出された弘前藩郷帳を分析し、「津軽藩の正保・寛文・貞享の三郷帳の高的作為性」を指摘、また天保五年郷帳においても、「現実の高を反映しえず、作為された数値にとどまった」と記している。ただ本稿の問題関心からすれば、作為の存在を認めた上で、それらの一連の数値を少しズームアウトすれば、郷帳の数値は、「実高」と近似値あるいは周辺値として、現実性を失わないとも考えることができる。
- (12) 「文久三癸亥年七月御郡中面改惣調之覚」(盛家旧蔵文書16B1M1 0-090・『青森県史資料所在目録 第7集』青森県環境生活部文化・

スポーツ振興課県史編さん室編集 二〇〇三)。この史料によれば、当時の弘前藩の人口は武家・寺社を除き二万二千人、戸数四万六七五戸、明屋敷五五〇五軒・馬数三万四〇〇〇疋余・牛九〇〇疋余など、領内状況を知る上で貴重なデータが記されている。

- (13) 『飯詰村史』(福士貞蔵編 飯詰村長中谷弥八郎発行 一九五二)。
- (14) 竹内清承「御国内出石大略考量」(陸奥国弘前津軽家文書22B/02207 (rep02) 文化八年 国文学研究資料館収蔵歴史アーカイブズデータベース)。竹内清承については、『津軽藩旧記傳類』(みちのく双書第五集 青森県文化財保護協会 一九五八)二七七頁―二八〇頁参照。
- (15) 『青森県租税誌前編』(みちのく双書第十一集―第十三集、青森県文化財保護協会 一九六二)。「津軽収納法」は、同書(上)の二五九・二六〇頁。「三作平均」は同書(上)の二八三・二八四頁参照。
- (16) 前掲(15) 二七三頁。
- (17) 「諸組田畑御収納高調帳」(陸奥国弘前津軽家文書22B/02293 文化二年 国文学研究資料館収蔵歴史アーカイブズデータベース)。
- (18) 「御収納一紙目録」(陸奥国弘前津軽家文書22B/0657 文化二年 国文学研究資料館収蔵歴史アーカイブズデータベース)。
- (19) 前掲(18)。
- (20) 前掲(14) 竹内。
- (21) 福士貞蔵編『津軽平野開拓史』(五所川原町公民館発行 一九五一)。
- (22) 前掲(13) 福士。
- (23) 『平山日記』(みちのく双書第二十二集 青森県文化財保護協会 一九七九) 七四頁。五三〇―五三六頁。
- (24) 前掲(4) 盛田。二二頁―二四頁。
- (25) 前掲(4) 盛田。二六頁。
- (26) 盛田氏は、『国史大辞典』の「弘前藩」の項目においても、「豊作時に

は実高六十万石を越えた」と記している。

(27) 盛田稔『近世農地証文の研究』(青森県農業総合研究所 一九五七)「農地証文を通して見たる近世小作農層発生様式について」(弘前大学人文社会・通号12 一九五七)。

(28) 前掲(9) 浪川諸論文。

(29) 前掲(4) 盛田。二八頁〜三七頁。

(30) 宮村清慎については、『石川県史』(石川県 一九七四)の「第四編 明治時代 第二章 政党政派 第七節 民黨と吏黨」の項参照。また、『石川百年史』(石林文吉 一九七二)の「民黨再分裂」(三七〇頁)の項参照。金沢星稜大学人間科学部の大久保英哲氏のご教示による。

(31) 前掲(15) 二頁。

(32) 長さ・面積・容積の基本単位を掲げる。

・ 1間 $\parallel$ 6尺1分 ・ 1坪(歩)  $\parallel$  1間 $\times$ 1間 ・ 1畝 $\parallel$ 30坪(歩)

・ 1反 $\parallel$ 10畝 $\parallel$ 300坪(歩) ・ 1町(歩)  $\parallel$ 10反 ・ 1石 $\parallel$ 10斗

・ 1斗 $\parallel$ 10升 ・ 1升 $\parallel$ 10合 ・ 1合 $\parallel$ 10勺(夕) ・ 1勺(夕)  $\parallel$ 10才

・ 1俵 $\parallel$ 4斗入(但、場合により45斗等あり)

・ 五合摺—1升の粃を五合の玄米に摺ることをいう。六合・四合摺りなどの場合もあるが、五合摺が一般的。

(33) 前掲(15) 二五九・二六〇頁。

(34) 『地方凡例録』(上巻) (大石久敬 校訂大石慎三郎 近藤出版社 一九六九)。一五三・一五四頁。

(35) 「水稻栽培の基礎知識」(岩船まいすたあ塾テキスト)

<http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/file/info/norinkanko/umai-kome/maisutajuku-text/iwafune-maisutajuku-text>

(36) 菊池利夫「近世前期における弘前藩の小知行派立とその村落構成—藩士開発新田第一報—」(『地理学評論』27巻5号 一九五四)。

(37) 「一人年一・八石」については、「元禄八乙亥年、御國大飢饉に付、其節の委細、津輕玄蕃殿自筆の覺書」(『日本庶民生活史料集成第7巻』森嘉兵衛・谷川健一編 三一書房 一九七〇)においても、国中の人口を三四万四七〇〇余人と見積もり、「但一日壹人五合扶持なり」とし消費食糧六二万石余、総反別二万八〇〇町歩、さらに種粃、津出米やその他の物入りで毎年一〇〇万石が必要だと見積もっている。この史料は木立守貞が「蜜に寫之」たものというが、わざわざ「此考不宣、甚可大笑事也」と記している。この史料が玄蕃本人のものなら、家老経験者にしてこの非現実的な机上計算の例をここにも見出すことができる。

(38) 「期月而已可」・「通財一事凡例」『乳井貢全集第三卷』(中道等校編乳井貢顕彰会 国会デジタルコレクション 一九三五〜一九三七)。

(39) 『青森縣統計書』(青森縣庶務課 明治十八年二月編・国会図書館デジタルコレクション)「編中ノ事項」は、「其資料當廳ニ於テ得ヘキモノ、外官廳郡役所戸長役場等ヨリ蒐集スル所ニ係ル」。

(40) 「品種改良は当初耐寒性の向上や収量増を重点に行われた。近代的育種手法で育成されたイネのさきがけである陸羽一三二号は耐寒性が強く多収量品種であったことから、昭和初期の大冷害の救世主となり、その子品種である水稻農林一号は第二次世界大戦中・戦後の食糧生産に大きく貢献した。特筆すべきは陸羽一三二号、農林一号は食味に優れた品種でもあったことで、その系統を引くコシヒカリなど冷涼地向きの良食味品種が普及することにより、日本の稲作地帯の中心も新潟県、東北地方北部、そして北海道へと徐々に北方に移っていき、日本の稲作地図を塗り替えることになった。」(フリー百科事典『Wikipedia』「稲作」の項)

(41) 福島正夫『地租改正』(吉川弘文館 一九六八)。

(42) 小著『目録で読む北奥新田農民生活史』一一〜一二頁・一四一頁・一六三頁。二一六頁〜二二二頁。因みに、津輕新田地帯の中川村の昭和三

年、昭和七年までの五カ年平均反収は、「一石一斗一升」である。

(43) 『青森県史 資料編 近世 学芸関係』(青森県史編さん近世部会編集 二〇〇四) 三七二頁。

(44) 永原慶二・山口啓二編『農業・農産加工』(講座・日本技術の社会史

I 日本評論社 一九八三) 一二二頁。

(45) 前掲(42) 小著。昭和二年「金子借用証」の画像。肥料購入のため村連帯で借金している。

(46) 「地租に関する建白」(『青森県史 資料編近現代 1 近代成立期の青森県』(青森県史編さん近現代部会 二〇〇二) 二四五～二五〇頁。

(47) 『青森県史 通史編3 近現代民俗』(青森県史編さん通史部会 二〇一八) 一四頁。

(48) 「地租改正に関する指令」前掲(46)。二三五頁～二三七頁。

(49) 前掲(34) 上巻 七三頁。

(50) 『新編弘前市史 資料編2 近世編1』(新編弘前市史編纂委員会 一九九六) 四六二頁～四六九頁。

(51) 『五所川原市史 通史編2』(五所川原市編集発行 一九九八) 一四六頁～一五二頁。

(52) 小岩信竹「帝国議会開設直前における地価修正の実施過程とその意義——津軽地方を事例として——」(『東北』の成立と展開—近世・近現代の地域形成と社会—)(沼田哲編 二〇〇二)。筆者の計算によれば、青森県全体として、田地地価は三・二八%、畑地地価は四・二%引き下げられた。

(53) 前掲(52) 小岩。

(たてやま・まこと 弘前大学國史研究会会員)